

## 【資料】

## ケルト的土地保有：

『ウェストミンスター・レビュー』第39巻, 1843年<sup>\*</sup>)

## 菊池壮蔵 訳

<sup>\*</sup>) *THE WESTMINSTER REVIEW*, vol. XXXIX, JANUARY AND MAY, 1843. American Edition, NEW YORK: Published by Leonard Scott & Co., 112 Fultonstreet. 1843., ART III. — The Celtic Tenures. Etudes sur l'Economie Politique. Par J. C. L. Simonde de Sismondi, Tome premier à Paris, 1837. この惹名記事を資料として翻訳紹介することの意義について二三、簡略に述べておくならば次のようなことになろうかと思う。すなわち、まず第一に、近代土地所有制度はもちろん、封建的土地保有制度とも明確に区別されるべき「ケルト的土地保有」制度の独自の存在そのものについて明らかにしていること——しかもその論説が、スコットランド高地地方において「所領清掃」が進行している、まさにその同時代に、その行為を法的見地から批判することを目的に書かれたものであること——が挙げられよう。むろん現在までの研究史の進展のなかでは、単純に「ケルト的」という言葉によって統括することが難しい状況もあることは事実である。しかし、そのような「共同体的土地所有の存在」に関する古典的文献として著名な、かのH. S. メインの『村落共同体』(1871)に先行するものであることは、注意しておいてよいであろう。さらに、第二に、この論説が紹介しているシスモンディに関していえば、これまでわが国の研究では比較的手薄であった側面、即ち、シスモンディの『経済学研究』が、ケルト的土地保有形態の存在に対して注意を喚起している事実、同時代の英語国民にそれが紹介されていたという事実を、間接的ながら、明示しておくことができること。さらに第三に、マルクスの『資本論』第1巻第24章「いわゆる本源的蓄積」に見られる「所領清掃」に関する記述、および『資本論』の当該箇所を先行資料として『全集』にも収められている、『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』掲載の1853年2月9日付記事(「選挙—金融の雲行き悪化—サザラ

ンド公爵夫人と奴隷制度」『マルクス=エンゲルス全集』第8巻、大月書店、485—492頁)に約10年ほど先行する、同一対象を扱った論説であること。それらの文献史的な連関の検証については別稿に譲らざるをえないが、予めその大筋を述べておけば、上述のマルクスによる「ケルト的土地制度」の論述根拠は明らかにシスモンディであり(この点は、「公式に」は『新メガ』の刊行の中で、即ち1984年になってから初めて「明示的に」認められた。*Marx / Engels Gesamtausgabe*, Bd. 12., 1984, S. 16—23. u. *Apparat*, S. 727—723.), 以下の資料からも推察可能なように、さらにその先には、資料中に登場するJ. ロッホの文献(*An Account of the Improvements on the Marquess of Stafford, in the Counties of Stafford and Salop, and on the Estates of Sutherland*. London, 1820.)が控えていることがわかるであろう。なお、訳出に使用した原資料は、名古屋大学図書館所蔵のアメリカン・エディションであるが、その複写資料の入手に当たっては小林恭二氏による便宜を受けた。記して感謝したい。なお、訳出に当たっては、樋口徹教授に丁寧なアドバイスをいただいた。これも記して感謝したい。過ちがなおあるとすれば、それは全面的に訳者の責任であることはもちろんである。

第三論説——J. C. シモンド・ド・シスモンディ  
著『経済学研究』第1巻、パリ、  
1837年

ノルマンディ公ウィリアムによってイングランドに導入された土地保有制度のもとで、あるいはノルマンディ公ウィリアムの時期以降にスコットランドとアイルランドに導入されたそれと類似した土地保有制度の下で、自分たちの土

地に対する権利を引き出している土地保有者に課せられた苦難、彼らによって担われている負担、は今や十分に理解され始めている。しかし大ブリテンの全ての土地がこのような封建的土地保有制度のもとに置かれているわけではないということを忘れてはならない。スコットランド高地地方のほとんど全ての土地はそのもとの状態のままであった。そのような状態の下では、国のある一定の区域は特定の部族ないし氏族によって占有され、その部族ないし氏族内部の統治はおおかた「家父長制的原理」と呼ばれるものによって統制されていた。しかし、これらの諸氏族の場合においては、イングランドの国王達が旧王領地を譲渡した時に生みだされ君主権と所有権との混同が、恐ろしい程まで押し進められていて、このスコットランド高地地方の場合、君主権者達は公共の財産の一部分に対する権利主張に留まって満足するのではなく、自分たちの私的財産としてその全体に対する権利主張を行っており、そしてまたそういうものとして公共財産を扱ってきたのである。どの様な手段で彼らがかくも異常な権利主張を達成することが可能になったのかを、我々は以下にみて行くことにしようと思う。そして、我々は、一般的原理の作用を例証する目的で、一つの注目すべき事例を選ぶことにしよう。

本稿の冒頭に掲げておいた著作の第一巻において——その巻はほとんど地域的な富およびその土地の耕作者達の状態についての議論に費やされているのだが——シスモンディ氏は論述全体をサザランド公爵夫人とその借地人の事例に充てている。シスモンディ氏の経済学者としての一般的な長所または短所がどうであろうと、我々は今それに立ち入るつもりはないが、我々は、彼が上記の論考で論じているような重要な問題に世論の注意を喚起することによって、すぐれた貢献をなしたと考えるものである。以下

の考察において、我々はその問題を現在あるがままに、即ち、経済学の問題というよりはむしろ、立法上の問題としてとりあつかうこととする。

スコットランドの疑似土地所有者は、先祖代々何世紀にもわたってその所領に住んできて、かつては召集がかかったときにはいつも喜んで彼らの主君ないし族長のあらゆる敵からこれらの領地を守るために自分達の血を流してきた、そういう祖先を持つ借地人達を、移動させることによって、あるいはもっと正確な他の言葉でいえば、追放によって、文字どおり「自分たちの所領の清掃」をしたのであるが、そのなかにおいて、スタッフォード侯爵夫人、生まれながらの彼女自身の権利としてはサザランド女伯爵は、その領地の広大さによっても、その目的の達成のためにとった行動によっても、また、問題の領域に投入した資本の莫大さによっても、格別の注意を引きつけた。約15,000人もの小農民が、フランス中部の州一つと同じくらいの広さの面積の領地を去ることを彼女に強制されたと言われた。さらに、これらの不運な人々は彼女の家族の大勢の家臣団の生き残りであったとも言われており、彼らは非常に長い間にわたって彼女のために血を捧げてきたのであった。彼らに移動を強制するために、その目的で雇われた代理人が、彼らの住居に火を放ったことは確認されている。自分の小屋を捨てることを拒んだある老人が、炎に包まれて死んだとさえ言われている。世論はその時から、自由な国においては、軽蔑したり無視したり出来ない兆候をあらわしはじめた。

スタッフォード侯爵夫人は自分に対して下され始めた厳しい世論を、自分にふさわしいものだと考えていなかった。1820年に彼女を擁護する一冊の本が、彼女の差配人であり、件（くだん）の追放を監督してきた人物であるジェイ

ムズ・ロッチ氏によって出版された。著者は、スタッフォード侯爵夫人が法の認める諸権利を行使しただけに過ぎないということを証明しようとしたばかりか、それらの権利の行使に際しては、自分自身責任を持つものと感じていた家臣たちへの生活保証を忘れてはいなかったことをも証明しようと努めた。シスモンディ氏はこの事例を主として経済学的視点から考察しているが、我々が考えるところでは、むしろこれは、立法的ないし法学的視点から考察されるべき事例である。

スタッフォード侯爵夫人の祖先達は、問題の本を典拠とすればサザランド州の約3/4にたいする君主権者であった。サザランド女伯爵が、これらの領地——それは、後にサザランド公爵に叙任されたスタッフォード侯爵のもとへ結婚によってもたらされた——を相続した時点で、その地の人口は15,000人を越えてはなかった。三十人のタックスメン [Tacksman] と呼ばれる郷紳達が、伯爵の直臣として土地を保有し、彼らが各自保有していた区域はタック [Tack] と呼ばれていた。これらのタックスメン達は自分達の区域を自らの従臣達に分与し、また彼らは、平時にはその従臣達の唯一の裁判官であり、戦時には彼らの指導者なのであった。しかし、彼らは全員首長と同じ名前を持ち、首長と親戚であると称していた。首長達は各々配下の者にたいし、彼らの生計の為に分配される土地片を意のままに与えたり取り上げたりしてもよいことになっていた。サザランド伯爵がタックスメンから受け取る収入や、タックスメン達が自分達の配下で土地を保有している者達から受け取る収入は、非常に小さいものであったので、それは、地代というよりもむしろ君主権者の地位を確認するためのものとみなされていたようである。他方、サザランドの領地内に生まれた男は全て、首長一族の君主の地位と名誉とを護る

ために自らの血を捧げる義務があった。

ステュアート家を支持する最後の叛乱の後、イギリス政府はスコットランドの首長達による連隊の編成を奨励した。第93連隊が、サザランド伯爵によって編成され、以来その給与が伯爵家の収入の一源泉となった。

サザランドと呼ばれたこの地域の住人の状態が有利なものであれ不利なものであれ、一つのことだけは確かである——岩だらけで、不毛な土地であったにせよ、彼らは自分達の土地に強い愛着を持っていたこと、そしてまた、自分達の言語、自分達の衣服、自分達の首長にたいしても、強い愛着を持っていたこと、これである。それにもかかわらず、1811年から1820年の間に、これら約3,000家族を構成する15,000人の住人達はその領地の内陸部から追放された、あるいはロッチ氏のより柔らかな表現によれば、移動させられたのである。彼らの村落はことごとく破壊されるか焼き払われ、彼らの耕地はことごとく放牧地に転化されたのである。——

(‘Improvements,’ & c., by J. Loch, Esq., p. 92.) ——同じようなことは、ほぼ同じ頃に七人ないし八人のサザランド州のそれ以外の場所の他の疑似土地所有者によっても遂行された。

そして、ここに極めて大きな、重要な立法上の問題があらわれてくる。——それは、先にも述べたように、シスモンディ氏がその論文の大部分を経済学的観点に費やしているために、十分に論じていないからこそ、その分だけ我々ももっと注意を向けるべきだと考える問題なのである。その問題というのは、スタッフォード侯爵夫人がサザランド州の土地に対していかなる権利に基づいて、その土地の借地人達——彼らは、イングランドの贍本保有農民のものと同比べて少なくとも同じくらいの長い伝統を持ち、それ以上のりっぱな起源を持っているような、慣習的土地保有によって自らの土地を保有してい

た——を、単なる彼女の命令によって、その州における彼らの保有地から追放する権力を与えるほどに排他的な所有権を主張しているのか、ということである。その答は、君主権という権利に基づいている、というもののようである。スタッフォード侯爵夫人ないしサザランド侯爵夫人＝女伯爵の祖先はそれらの地域における君主権者だったのである。この権利主張についていくぶん立ち入って検討してみることにしよう。

スタッフォード侯爵夫人は、自分がサザランド州、ないしその一部分の古来の君主権者達を代表していると言う。その州の所有権を有するという彼女の主張は、その州の君主権を持つという彼女の主張に基づいている。古来からの君主権については彼女の主張を全面的に認めることとしよう。例えば、サザランドの君主権に対する彼女の権利主張が、イングランドの君主権に対するノルマンディ公ウィリアムの権利主張と同じだけしっかりした根拠のあるものであったと認めてみよう。それで、どういうことになるか？ノルマンディ公ウィリアムは、あるいは彼の君主権を承認しなかった全てのサクソン人達を、追放ないしは根絶（そのどちらであるかはどうでもよい。事実彼はそうした、もしくはそれと紙一重のことをやったのである）していた可能性は充分ある。しかし、彼が望んだからといって、ノルマン人のすべてを追放したり根絶したりすることが出来たであろうか？——明らかに、確実に否である。同じように、いかなるサザランド伯爵といえども——サザランドの君主権者としての資格でもって——、そうすることが自分の意志であり望むところであるからといって、全ての家臣達を追放したり根絶したりはできなかったはずである。その命題（彼がそうすることが可能だったという）は、あまりにも途方もなくばかげているので、最も粗野で最も鈍感な理解力しか持っていない者でさえ、

誰ひとりこのようにむきだしの真実の形で、提出することは敢えてしないだろう。にもかかわらず、サザランドのこの君主権が大英帝国に併合されることとなると、サザランドの諸君主権の代表者は、英国議会に進み出て、ジョージ四世がその保有者への相談抜きにイングランドの土地の全てを売り払い、その代金を自分のポケットに入れるといったこととなんらかわらない事をするために、自らの君主権の権能（見たように、それを根拠として所有権を主張している権能）のなかで行なう事が出来るような議会の圧倒的な権力に対する助力を貸し与えてくれるようお願いしたのである。事実、一つの島の政府がその島の全住民を奴隷として売り払い、その代金を着服することによって金をつくるという、サンチョ・パンサの計画でさえ、ほとんどそれを一歩も越えていない。仮に、スコットランドがイングランドと連合した時に、ステュアート家——あるいはどこか他の一族が——スコットランドの古来からの君主権者の代表としての権利を主張し、スコットランドの全土地保有者を追放して、その土地をあたかも自分達の私有財産であるかのように、自分自身で用いて利潤をあげるようにするとしたら、これと瓜ふたつの事態ではないか。——あるいは、仮にイングランドもしくは大ブリテンがどこかの王国に併合されてその一地方になったとして、そのことが現在のイングランドの国王の一族の代表たちに大ブリテンの土地の全てに対して私有財産権を主張することを可能にするとすれば、それが全く同じような事態であろう。これらの事例は、まさしくそっくりではないだろうか？

サザランド伯爵達が、サザランドの君主権を保有していたのは、ノルマン人の王達がそれによってイングランドの君主権を保有していたのと同じ権源に基づいてであった。——[すなわち] 道徳的権利であれ、法的権利であれ、あら

ゆる権利が究極的にはそこに根拠を求めるウルティマ・ラティオである剣の権利に基づいていたのである。しかし、ノルマン人の王達が自分達の君主権を保持していたのが彼らの家臣達の剣によってであったのと同様、サザランドの首長ないし伯爵達が彼らの君主権を保持していたのも彼らの家臣達ないし氏族の剣によってであった。この君主権が、自分自身の個人的労働もしくは技能による果実、かせぎの結果であるものと正確に同種の所有物であると敢えて断言する者がいるだろうか。そうではないこと、そうではありえないことはおのずから明らかであるような事柄なのである。ノルマン人の王あるいはケルトの首長が、それぞれ自らの領地を単にりっぱに維持していたばかりか、彼らの存在そのものを維持していた保有権というのは、[じつは]彼らそれぞれの家臣達の剣なのであった。ノルマン人の王達は征服地のそれぞれの部分を家臣達に分与し、自分達が王冠または君主権を持つのと同等の保有権によってこれらの部分の安全を彼らに保障することで互いの結びつきの必要と力とを認めた。サザランドの領主達が、自らの小冠すなわちサザランドの君主権の保有を彼らの家臣達に深く負っていたことに疑いはありえない。それは、イングランドのノルマン人の王達がイングランドの王冠や君主権を彼らの家臣達に負っていたのと同じである。しかし、主として道徳的な性質のものである諸事情のおかげで、サザランドの諸侯達は、長期にわたる非常に重要な、否、測り知れないほどの奉仕という恩義に対し、彼らが非常に長い間にわたって、かくもしばしば自らの血をもって護ってきた土地に対する保証と既得権とを氏族に与えることによって報いるという必要性をさほど不可避なものとはしなかったのである。これらの諸事情のうちの主たるものは、氏族が首長と同一の名前を持っていたこと、そして常に自分達が首長

と同一の血筋であると考えていたこと、その首長を自分達の共通の父と仰ぎ見ていたことである（この最後の感情だけは、子供達はその両親に対して通常抱くものよりももっと恭しい感情と混交されたものである）。そして、父親に対して普通の善い感情を抱いている息子が——アカの他人に対してならばそういう保証も必要だと思われるような——父親に対して自分を廃嫡しないようにと「わざわざ」頼むことはないのと同じように、自分達の剣が勝取り護ってきた土地に対して維持されるべき権利に対して、首長にその保証を頼む必要性があるとは考えなかったのである。巧みに作成された婚姻継承財産設定からも明らかのように、文明化された社会ではこの種の事柄を成りゆきに任せておくことはしないものであって、両親に対抗してでも子供達の権利を慎重に定め保証するのが普通であると言ってよいであろう。しかし、我々が取り上げているこのケルト部族は未開で素朴な人々であって、彼らの名誉に関わる重要な点は自分達の首長に対する情熱的な愛慕心と自分達の種族の名誉なのだ、ということ想起すべきである。これらの首長達の子孫が、今になって進み出てきて、未開の素朴な人々の誉むべき感情のおかげで手つかずのままになっていた大事な諸権利の無保障な状態を逆手にとって、彼らの祖先の耕作地から、山々から、家々から彼らを放逐することを、我々はなんと言ったらよいのだろうか？——彼らの美德そのものを彼らの没落の手段に転化すること；献身的な忠誠、首長の名誉と愛情に対する敬虔で疑うことを知らない確信という高貴な性質を、これらの特質を育んだ人々の破滅の手段にすること、これをなんと言ったらよいのだろうか？さらにまた、このような所業の遂行に対して政府の名において承認を与え、その権力をもってこれを支持することができた、自称文明化された政府の卑劣な不正を何といえ

ばよいのであろうか？しかも、このことは大ブリテン政府が、18年か20年ほど前に行なったことなのである。

たとえサザランド州がスコットランド王国ないし大ブリテン王国に合併されることによって、アングロ＝ノルマンの諸侯が自分の封土に対するのと同じ権利を、サザランド伯爵が自分を首長として戴く氏族によって保有される領域に対して持った——すなわち、彼は当該地域に対して、イングランドの法律家の言葉で言えば、「現有封土を直接単独に保有せしめる」[seized in demesne as of fee]ということになる——と主張するとしても、我々はこの説をきっぱりと否定する。この説は、より小さな公国がより大きな国と合併することによって、それまで小さな方の国において君主権を持っていた一族の代表者が、そのような合併によって、以前の臣民の土地全体に対する絶対的所有者になるというのと全く同一の説だからである。さらには、もしこの種の事態が生じたとするなら、もし封建制度の一部分が導入され、サザランド伯爵が「現有封土を直接単独に保有せしめる」ことになったとするなら、首長は軍事的従者——その剣によって首長が征服を成し遂げた人々——にたいして十分に報いるということが、その[封建]制度の不可欠の特徴なのであるから、上述のタックスマン達はマナの領主になり、そして征服者カーストに属する氏族の成員達はすべて騎士封を保有することになったであろう。こうしたことは全く生じなかつたし、これらの人々が（我々は、単にサザランド一族のことを言っているのではなく、これらケルトの人々全てについていっているのである）進み出てきて、自分達に都合のよい封建的保有条件の付帯権利の全てを主張し、自分達の従者ないし氏族の側のそれは全て否定することは、最も恥ずべき、最もひどい不正義の行為である。アングロ＝ノ

ルマンの征服者たちは、これらのケルト人達が征服を行なったときに付き従っていた人々、その何もかもを負っている人々を扱うよりも、被征服民の農奴を百倍もましに取り扱ったではないか。イングランドの膳本保有農は、この問題に関して最も権威のあるイングランドの法律家達の意見によれば、もともとは農奴（ヴィレイン）であった。すなわち、彼らは被征服民の農奴なのであって、領主の土地で骨の折れる農業労役を遂行したのである。しかし、時が移るにつれ\*彼らの領主の鷹揚さや寛大さによって少なくとも、彼らが耕作している土地の一部分に対する保証と既得権を獲得したのである。

[原注] \*国王エドワード四世治下法令第7号において民事訴訟裁判所の首席裁判官であるダンビィ氏および彼の後継者によって、マナの慣習を遵守し、その任務の遂行にするなかで、膳本保有農は、もし領主によって追い出された場合には、領主に対して侵害訴訟を起こす権利を持つと規定されている。これは長年にわたって完全に確立された法原則なのである——1 Cru. Dig. 269, Litt, § 77 ; 1 Inst., GO, b.

これらの内陸部から追い出された家族の多くの部分が、スタッフォード侯爵夫人によって（約六千エーカーの）海辺の土地に定住させられたようで、それはロホホ氏が確認している事だが、領域の中で耕作の費用を取り戻しうる唯一の部分であった。この土地は、土地が良好に耕作されていることがわかった場合は契約を更新するという約束付きで、1エーカーあたり半クラウンの地代で、7年間の借地期間をもって貸与された。土地所有者はまた、彼らの家屋の建設や土地の排水等々のためのなにかの援助を与えた。しかし、これがどの程度まで、侯爵夫人が自分の土地に対して持っているのと全く同等の権利をもって彼らが保有していた所有地からの追放の代償となっているかは、容易に

わかるであろう。

われわれはロッシ氏に従って、スタッフォード侯爵夫人が思慮深さとそれに劣らぬ人道性をもって彼女の計画を遂行したことを認めるが、大英政府がこのような所業を認可したということには、つまり、もしも要請された場合には、軍隊によってそれを援護する用意があったということには、憤りと胸が悪くなるような感情を抑えることが出来ない。このことはいくつかの場合には実際に起こった。ロッシ氏によれば、同州の他の土地所有者たちはそれほど人道的ではなかった。彼が語るところでは、ロッシンのグルーズの人口は、かなり多かった。これらの人々のために一区画の土地すら割り当てられたようには思われぬ、あるいは、彼らは1818年の冬に行われた追放に際して何の補償も受け取らなかったようである。

シスモンディ氏がこう言うのももっともである：—

「サザランド州であれスコットランドの他の州であれ、タックスマン達と土地保有者達があれば長期にわたって占有してきた土地に対しては無権利であるとみなされ、幾世代にもわたって耕作者をその領主に拘束してきた契約を、彼らの以前の首領ないし首長達が踏みじることの方は正当とされるというのは、法形式の残虐な濫用によってであり、不正な横奪によってこそそのことである。」——p.229.

そして彼はこの地で起こったことを大陸での事態と比較している：—

「広大な面積をもつ領主的土地所有はなにもイングランドに固有の状態なのではない。シャルマーニュ帝国の全領域において、西欧世界全

体において、いくつもの地域は好戦的な首長達によって占取されており、彼らはそれらの地域を自らのために、被征服者、奴隷、あるいは時には武装した自分達の仲間によって耕作させたのである。9世紀と10世紀において、メーヌ、アンジュー、ポワトゥーはこれらの地域の伯爵達にとっては、三つの公国というよりは、むしろ三つの大きな農場であった。スイスは、その湖や山々、その気候、人々の気質、風俗、子供達の習慣等においてスコットランドと数多くの面で似ているが、同じようにそれと同時期に少数の領主達の間で分割されてしまった。もしも、カイバラ[Kyburgh]やレンツブルク[Lentzburg]やハプスブルグ[Hapsburg]そしてグリユイエール[Gruyeres]の伯爵達が、イングランドの法律で保護されていたとしたら、彼らはサザランド伯爵達が20年前におかれていた状況と今日全く同じ状況にあったことであろう。おそらく、彼らの内の幾人かは同じ「改良」嗜好を持っていたことであろうし、いくつかの共和国は羊の群れのために場所を空けるためアルプスから放逐されていたことであろう。

しかし、その領主の権利がもともとは何であったにせよ、8世紀の間、ヨーロッパの全土で、封臣の状態、家臣の状態、彼から保有する農奴の状態を保証し改善するための立法活動は止むことがなかったのである。小農民の独立性を強化するための、時効を盾にして農民を保護するための、農民の慣習を権利に変更するための、農民の主君の苛斂誅求から身を守るための、そして、農民の任意保有権を徐々に所有権へと高めるための立法活動がそれである。法はスイスの農民に永代保有権の保証を与えたのだが、大英帝国にあっては、[法が]それと同じ保障を与えたのは、スコットランドの領主達に対してであって、農民は不安定な状態に捨て置かれたのである。」

「フランスにおいてもまた、土地保有者の状態は不断に改良されていった。フランスの家臣は、もともとは、征服された敵であったか奴隷であったか、または最良の場合を想定すれば、アリマン [arimane] (すなわち自由民) であったのだが、彼は自分の自由を放棄してリュード (直臣) [leude] となり、そして、自分の主君に対して、彼から下賜されて受け取った所領ないし分与地への見返りとして一定の封建的奉仕を行うことを約束したのであった。しかし、当初彼の権利に欠けていたものは慣行によって次々と与えられていった。彼の所有の権利が認められていったばかりでなく、その権利はあらゆる点で、彼への授封者のそれと同等になっていったのである。これに対し、ゲール人の土地保有者の方は、一度たりとも征服されたことはなかった。彼は自分の土地を領主の寛大さによって保有していたのではなく、元々、彼の頭領 (ないし首長) との、あるいはむしろ彼の氏族との共同所有者なのであった。それにもかかわらず、この頭領——戦争の時には彼に率いられ、共同の利益のためには彼に服従した——は、最初は彼を自分の友人であり親類であるものと考えていたが、やがて自分の兵士と考え、次には自分の家臣と考え、後には自分の農民と考え、そしてついには雇傭労働者と見なすようになって、頭領が自分自身の利益のために同郷の地にとどまることを許したのであるが、しかし、養っておくことがもはや自分の利益のためにならないと見るやいなや、追放する権力を持つものと考えようになったのである。」——『経済学研究』第1巻, pp.230—237.

上述の抜粋の中にはシスモンディ氏がケルト的慣習と封建制度との相違を見落としていると推測させかねない部分もあるが、しかし以下の章句は彼がそのことを十分に念頭においていた

ことを示している。

「実際、我々はスコットランドの高地地方がいまだかつて異民族の侵略のくびきに苦しめられたことがないということ、封建制度はいまだかつてこの国の法になったことがないということ忘れてはならない。読み書きの習慣すらなかった未開の人々の中に、いかにしてスコットランドではクランという名で知られているような諸家族の大きな連合が形作られたかについて、またそれと同様に、サザランドのそれのように、いくつかのクランが次々に連合して単一の君主権を創り出してきた過程についての、信じるに足る文書史料の発見を望むことはできない。しかし、それらの名前である *Klaan* は、ゲール語で「子供達」という意味である。彼らの慣行のすべて、彼らの相互的關係のすべて、彼らが愛着を持つもののすべては、結局のところ、自分達が同一の家族の子供達であるというということを信じ込ませる伝統の上に築かれている。彼らの権利はすべて、結局は、同じ父親を持つ子供達の共同の世襲財産に対する権利なのであった。彼らは、共同の防衛が必要としたこと以外のいかなる服従関係にも従属してはいなかった。土地の分割における不安定性が [氏族という] 大きな家族の所有権を弱めることはなかった。その氏族が根をおろした地域の所有権は、その氏族にこそ属するものだったのである。このようなものがケルト人の公法だったのであり、また同様にゲルマン人の公法でもあった。そして、耕作よりもずっと戦争に備えて組織されていたゲルマン人のばあいは、諸家族が耕している耕地にあまりに執着しないように、割当地を頻繁に、年毎にさえ割り替えた。スコットランドのケルト人の間では、すべての者がすべてのものに対する権利を持っていたが、しかし各自の耕地は、それが抽選で彼に割り当てられたもので



あれ、あるいは彼への配分地がそれを耕作する彼の家族の資力によって拡張ないし縮小されたのであれ、あるいはまた配分地が故国にたいする奉仕への報酬として割り当てられたものであれ、そういうこととは関係なく自分の隣人の手に渡るかもしれない。ヨーロッパには共同体が支配する土地の一次的、可変的な分割の痕跡を発見できないような国は存在しない。スコットランドでは、土地の分割および再分割 [subdivision] は、兵士達と首長との間の従属関係を示し、かつこれをささえるという意図で行われた。各々の氏族の「グレイト・マン」は、おそらくその権限を共同体から奪い取ったのだが、これらの土地の配分を単独でなす権利を行使していた。彼は幹部達に対し、彼らが戦争においてめざましい働きを見せたか否かによって大きさの異なるタックを与えたり、取り上げたりした。しかし、首長は氏族の成員を、軍事的な意味において、報いてやったり罰したり出来たけれども、氏族の所有財産そのものを露ほども減少させることは出来なかったのである。恩恵を与えられている個人は違っていても、奉仕の義務は常に平等だったのである。全員の利益のために任命された軍事的指導者たちは、自分達の国土の、大なり小なりかなりのものになる一部分を、獲得することもあれば失うこともあった。だがサザランド全体は、サザランドの人々のものであることを止めたわけではなかったのである。

「文明がある程度進歩しはじめた時、首長たちは、イングランドの言葉や衣服とともに、イングランド人の慣習やものの考え方を採用し始めた。彼らはもはやケルト人の国民的契約を理解しなかった、あるいは理解しようとしなかった。そして、その契約に文明化された国民の間では普通であるような形態を与えるために、彼

らはそれを文書にした。同時に彼らは家臣達に、期間を区切ってタック [tacks]、すなわち分与地を与えた。彼らは、そうすることによって家臣に大きな譲歩をしたように見えた。というのは、以前は彼らは家臣達を意のままに放逐することが出来たからである。しかし、これは実際には、共同体の権利の横奪であった。というのも、以前は、彼らを放逐した場合には別の人間が完全に同一の条件で彼らに代えられるのが常であったからである。ところが、彼らがこれらの土地を農場として貸し出し始めるやいなや、彼らは契約の中に借地期間の更新の度毎に新たな条件を設定してもよいとか、借地人の賦課金を増やしたりしてもよいという条項を忍び込ませたのである。

「このような静かな横奪によって、ゲール人の首長たちは、本来自分達の氏族の所有財産にかけられた不変のまたは固定的な地代に対する権利しか持っていなかったのに、その権利を自分らにこの地代をもたらず領地の、絶対的所有権に転化したのである。にもかかわらず、彼らは、いつの日にか借地契約の更新の時期に乗じて、耕作者の支払額を上げるのではなく、彼らを追い出すことになろうなどは、すこしも予見してはいなかったし、また彼らの家臣達もそんなことになろうなどは思いもよらなかったのである。それほど野蛮なことを決めるに当たっては、その前に、首長が同郷の仲間の者達と意見、感情、何を名譽と考えるかといった事などを共有することを全く止めてしまうことが必要であった。[また]自分が彼らの父親や兄弟であると考えてのを止めるばかりか、自分自身がハイランダー [高地地方人] であると考えてことすら止める必要があった。さらにまた、人々の共通の祖先達が首長の誠意にその民の運命を委ねたときに拠り所としていたあの同族感情を、下劣な貪欲さが、彼のなかで窒息させてしまう

必要があった。立法府は、意見においても、利害においても、社会の様々な成員それぞれの立場にこのような変化が生じているまさにそのときにこそ、少数の貪欲で恥知らずな人々のお情けに国民全体が引き渡されたりしないよう、干渉すべきなのである。問題は、首長に哀れみを請うことではなく、ゲール人の権利を確立することである。いかなる首長も将来この事例を手本にしたり、『同じようにやる』権限を与えられることのないよう行動することである。」

「伯爵が、自分の州の住民を故郷から追放する権利をもっていないのは、国王が王国の住民をその国から追放する権利を持っていないのと同様である。君主の中で最も専制的な君主でさえ、もし今ごろになってそのようなことを企てるなら、権威の限界を越えたことによって彼が失うものが何であるかをほどなく学ぶことになろう。」——同上、pp.233-237.

確かに、我々が数ページ前で見たとおり、これは事件をその真実の姿で示している。これらの自称の君主が、君主権に属するという自分達の途方もない、前代未聞の権利を行使するそのやり方は、だから、力において自分のものよりはるかに強大な他の王国の銃剣を呼び入れることである。それは要するに、文明の最も低位の段階にある野蛮人の征服者集団だけが、征服された敵にたいして行使する権利、すなわち絶滅させる権利の行使である。——それは、一千年近く前、勝ち誇ったノルマン人たちでさえ、あまりにも文明化されていて、あるいはあまりにも人道的であって、屈服した自分達の敵に対して行使することのなかった権利である。というのも、もし彼らとその権利を行使していたならば、イングランドには膳本保有農は一人も存在しなかったであろうから。

この問題を立ち入って吟味することは第一級の重要性を持っている。というのも、そうすることによって、極めて多くの不正や抑圧を阻止できるからである。スコットランドのケルト人たちは、厳密に言えば、被征服民ではない。彼らがノルマン人たちと衝突する事態に至ったとき、たとえば、ハーローの戦いでは、彼らは攻守共により優れた技術、身体的な強靱さ、規律、武器等の結びつき——それがあの無敵のノルマン人たちを向かうところ敵無しとしたのであるが——に太刃打ちできないことを悟らされたことは事実である。しかし、彼らの故国、少なくともその比較的山のがちの部分は一度も征服されたことはなかったし、彼らは被征服国民であると思なされるべきものではないのである。アイルランドのケルト人の場合は、これとは異なる、厳密に言って被征服民の場合である。しかし、彼らの運命——そしてそれはまさしくそれ独特の特徴なのであるが——には双方に同じ一つの特徴がある。それは、直接彼らの上につつ人々あるいは首長たちが、それが法によって自分達に保障された権利であると、喜んでいうであろう苛斂誅求や抑圧を実行するために、外国の軍隊を助勢に引き入れる権能を持っていたという事情である。イングランドの場合、この国に定着した征服者たちは被征服者よりはるかに数が少なく、また少なくともヘンリ二世の治世以後は、何らかの苛斂誅求や抑圧をやったのけるために雇うことのできる外国の軍隊はなかった。その結果、彼らの抑圧的行為は、その支配権のもとにいる人々に対して行っても自分にとって安全である圧政の度合いに合わせられ、制限されていた。確かに、アイルランドのケルト人の場合には、スコットランドのそれに比べて民族的慣行から判断すれば、さほど厳しくはなかったようである。アイルランドのケルト人は、甚だしく悲惨な状態におとめられている。スコッ

菊池：ケルト的土地保有

トランドのケルト人は自分達の領域から放逐されている。しかし、その反面、アイルランドのケルト人は、被征服民であることで苦しみ、また、ほかの方法ではうまく実行できなかったことを力によって実行するために、もっと強大な

国の応援を呼び入れることが出来る征服者カー  
ストである貴族階級に、その生計を頼り、また  
支配されていることによって苦しんでいるので  
ある。

: B